

# I 学生宿舎の概要

## 1 目的

本学の学生宿舎は、学生の勉学のための生活環境を提供することを目的として設置されております。

## 2 管理運営

学生宿舎は、入居する学生の快適な生活を確保するため、入居者が相互に役員を選出し、『うず潮村』という組織を設け運営されており、管理人等はいません。

したがって、共同で使用する補食室、廊下、浴室、敷地の除草などの清掃、調理などのごみの処理、防災・防犯、駐車場・駐輪場の管理及び共同生活を営むためマナーを守ることは、入居者が自主的に行うことになっています。

## 3 学生宿舎所在地

〒772-0051 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島99-7

## 4 施設

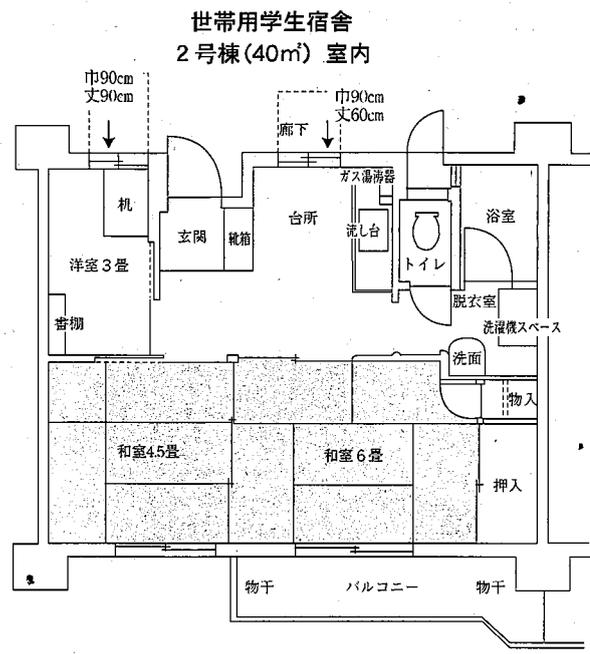
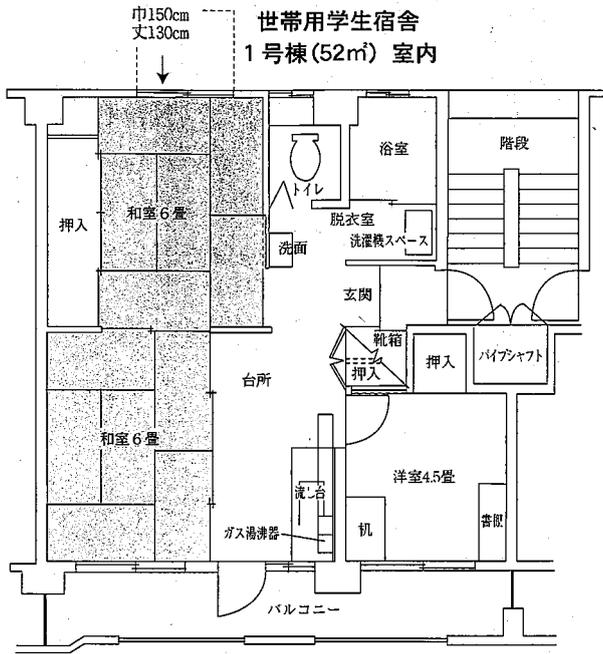
区 分	棟 数	様 式	収容人員等	室 面 積	寄 宿 料
単身用学生宿舎 (男子)	2	5階建 1棟80室	160人	10m <sup>2</sup>	4,300円
〃 (女子)	3	5階建 1棟80室	240人	10m <sup>2</sup>	4,300円
世帯用学生宿舎	1	5階建 1棟40戸	40戸	40m <sup>2</sup>	9,500円
	1	5階建 1棟40戸	40戸	52m <sup>2</sup>	11,900円

(注) 寄宿料は月額である。

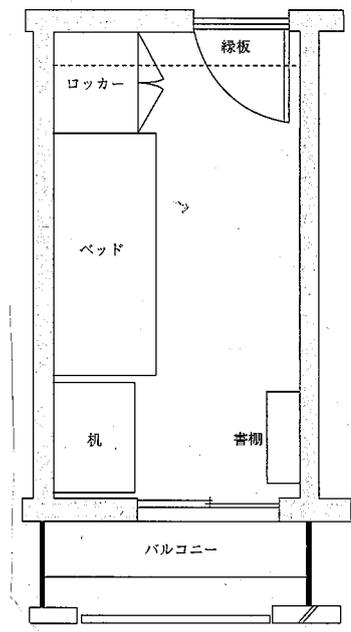
## 5 設備

区 分	居 室		共 用 施 設
	面積	設 備 ・ 備 品	
単身用学生宿舎 3号棟(女子棟) 4号棟(男子棟) 6号棟(女子棟) 7号棟(女子棟) 8号棟(男子棟)	10m <sup>2</sup>	机, 椅子, 本棚, 衣類収納ロッカー, ベッド, 照明器具, テレビ配線	洗面・洗濯室(各階) 〔全自動洗濯機及び衣類乾燥機を設置〕 補食室(各階) 〔流し台, 冷蔵庫, 電気湯沸器, ガスコンロ及び電子レンジを設置〕 トイレ(各階) 談話室(和室)(1 F) 談話室(洋室)(1 F) 浴室(1 F) シャワー室(2室)(1 F) 駐車場 自転車置場
世帯用学生宿舎 2号棟	40m <sup>2</sup>	机, 椅子, 本棚, 流し台(ガスコンロなし), ガス湯沸器, 洗面台, 靴箱, テレビ配線, 電話配線	駐車場 自転車置場
世帯用学生宿舎 1号棟	52m <sup>2</sup>		

# 6 平面図



単身用学生宿舎  
室内平面図(10㎡)



備考：カーテンは設置していません。

学生宿舎について：  
各部屋については、窓のサイズが多少異なりますので、  
入室後、ご確認ください。

## Ⅱ 入居手続等

### 1 入居資格

- (1) 単身用学生宿舎に入居することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- ① 学部学生
  - ② 大学院学生
  - ③ 研究生，科目等履修生，特別聴講学生，特別研究学生及び教員研修留学生
- (2) 世帯用学生宿舎に入居することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- ① 大学院学生で配偶者又は親族を伴う者
  - ② 大学院学生で配偶者を有する者
  - ③ 外国人留学生で配偶者又は子どもを伴う家族滞在の在留資格を有する者
  - ④ 大学院学生で現職教員である者
  - ⑤ その他学長が必要と認めた者

### 2 入居申請

#### (1) 提出書類

学生宿舎への入居を希望する者は、次の書類を提出してください。

- ① 学生宿舎入居願・学生宿舎入居選考調書
- ② 宛名シール
- ③ その他学長が必要と認める書類

#### (2) 申請上の注意

- ① 入居上の希望（「身体的な理由により下層階を希望」など）がある場合は、「学生宿舎入居選考調書」に記入してください。
- ② 入居の願い出に虚偽の事項を発見した場合は、入居の申請を受け付けないことがあります。

#### (3) 選考及び入居許可

入居者の選考及び入居許可は、書類審査により行います。

#### (4) 入居許可期間

入居できる期間は、許可された日から当該年度の末日（3月31日）までです。

なお、新入生は、入学年の4月1日から翌年の3月31日までの1年間です。

翌年度以降も引き続き入居を希望する場合は、入居申請手続き(毎年12月に通知)が必要です。

#### (5) 入居日等

入居を許可された者は、大学の指定する期間内に入居手続きを行ってください。

なお、新入生は、学生宿舎についてのオリエンテーションを行いますので、必ず出席してください。

## (6) 入居申請書類提出先

〒772-8502 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島748番地  
鳴門教育大学学生課 学生生活支援係  
TEL (088) 687-6120

## 3 入居の手順

### (1) 準備する物等

#### ① 印 鑑

入居手続時における居室の鍵の受領確認に必要となります。

#### ② 日用品

学生宿舎には常設備品（P1参照）がありますが、これら以外に必要な物を準備してください。

例として、単身用学生宿舎は、寝具、カーテン、電気スタンド、スリッパ、洗面用具、食器類、衣類、居室の清掃用具等です。居室は、約10㎡です。生活に最低限必要と思われる物を準備し、実際に入居してから、不足している物を整えるようにしてください。

世帯用学生宿舎は、単身用の用品に加え、ガスコンロ、冷蔵庫、洗濯機、タンスなどが必要と思われます。

#### ③ 転出証明書

鳴門市役所への住民登録の際に必要となりますので、現在住んでいる地区の市役所等において取得してください。鳴門市役所での手続きは入居者自身で行ってください。

#### ④ 健康保険証

病院等の受診時に必要となります。

なお、被扶養者となっている人は、遠隔地被扶養者保険証の交付を受けてください。

### (2) 荷物の搬入等

① 引越時の荷物は、本人が学生宿舎へ入居後に搬入してください。事前に学生宿舎又は大学に搬送されても受理することはできませんので、注意願います。

② 早朝及び夜間の荷物搬入は、在住者の迷惑となりますので、御遠慮願います。

③ 世帯・単身用を問わず、学生宿舎へのピアノ搬入は禁止しています。

④ 自家用車による引越時の荷物の搬入については、学生宿舎構内の空いている駐車場に駐車した上で、荷物の搬入をしてください。

なお、常時駐車する場合は、学生課 学生生活支援係へ駐車許可申請をしてください。

### (3) 入居時の居室点検

入居手続の時に配付する「入居時点検表」により居室の現状を点検してください。入居時に申し出がなく退去時に不備がある箇所は、入居者負担で修繕していただくことがあります。